

ロンドン協定について

国際第2委員会
第1小委員会*

抄録 欧州特許条約（European Patent Convention：EPC）の下、欧州の複数の国において、2008年5月1日から、翻訳費用の削減を目的としたロンドン協定が発効している。昨今の経済情勢を考慮した際、会員各社の欧州における知財戦略に大きな影響を与えうる協定なので、是非参考にしていただきたい。

目次

1. 制度の概要
 1. 1 ロンドン協定とは
 1. 2 協定締結の背景
 1. 3 締結から発効までの経緯
 1. 4 ロンドン協定とEPC2000との関係
 1. 5 適用国
 1. 6 適用対象特許の時期的要件
2. 制度の利用
 2. 1 翻訳が免除される国について
 2. 2 適用国での注意事項
3. 制度の効果
4. 今後と課題
 4. 1 適用国についての今後の見通し
 4. 2 ロンドン協定に関する留意点
 4. 3 利用者にとっての課題
5. おわりに

1. 制度の概要

1. 1 ロンドン協定とは

ロンドン協定（The London Agreement）は、欧州特許の翻訳に係る費用を大幅に削減することを目的とし、翻訳文の提出義務を一定の要件で免除することを規定した政府間協定である。正式名称は、「EPC65条の適用に関する2000年

10月17日のアグリーメント」であるが、ロンドンにおける会合で締結されたので、ロンドン協定と呼ばれている¹⁾。

1. 2 協定締結の背景

従来、欧州特許を取得しようとする際には、クレーム及び明細書全文を指定国毎の公用語に翻訳しなければならず、高額な翻訳費用が必要とされていた。これが欧州特許の利用促進を阻む原因の一つであった。1999年パリで開催された政府間会合において、この翻訳費用を50%削減させることを目標に検討が開始され、2000年10月にロンドンで行われた政府間会合で、このロンドン協定が締結された。

1. 3 締結から発効までの経緯

ロンドン協定を発効させるためには、EPCの加盟国全てが批准／加入する必要はなく、主要国（イギリス、ドイツ、フランス）とその他5カ国以上の批准／加入が必要であった。このうち、フランスだけは弁理士会等の実務家の間でロンドン協定の導入に対して慎重な意見が出さ

* 2009年度 The First Subcommittee, The Second International Affairs Committee

れ、国内の調整に手間取った。その後、ようやく2008年1月にフランスが批准したため、ロンドン協定の発効が実現した。このような経緯で、ロンドン協定の発効には、協定締結から8年近くの年月がかかった。なお、ロンドン協定は、批准/加入した国に対してのみ適用される（この国のことを適用国と呼ぶ）。

1. 4 ロンドン協定とEPC2000との関係

ロンドン協定は、EPC2000の中の条約、すなわち「条約内条約」という位置付けにある。また、ロンドン協定は、欧州特許明細書の翻訳文について規定されたEPC2000第65条（欧州特許の翻訳文）の適用に関する、いわばオプション的な条約とも言われている。実際、EPC2000第149a条（指定国間における他の取決め）には、ロンドン協定などに係わる特別な取決めが記載されている。

1. 5 適用国

2009年12月1日現在、ロンドン協定の適用国は、以下の15カ国である。

すなわち、イギリス、スイス、ドイツ、フランス、モナコ、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、アイスランド、オランダ、クロアチア、スロベニア、スウェーデン、デンマーク、ラトビア、及びリトアニアである。

1. 6 適用対象特許の時期的要件

ロンドン協定の適用対象特許は、ロンドン協定発効後（2008年5月1日以降）に欧州特許公報（European Patent Bulletin）に掲載されたものである（ロンドン協定9条）。

2. 制度の利用

2. 1 翻訳が免除される国について

どのような国で翻訳が免除されるかについて

は、表1をご覧ください。

英語でEPC出願した場合、表1中のロンドン協定の適用国である二重丸（◎：カテゴリー（1））及び一重丸（○：カテゴリー（2））の国で翻訳が免除される。

ロンドン協定の適用については、EPC加盟国各国の公用語（自国公用語）によって、以下の2つのカテゴリーに分けられる。

カテゴリー（1）：自国公用語が、EPO公用語（英語、フランス語、ドイツ語）である国

2009年12月1日時点で、EPOの公用語を自国の公用語とするEPC加盟国であるロンドン協定の適用国は、イギリス、スイス、ドイツ、フランス、モナコ、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグの7カ国である。

カテゴリー（1）の国の場合、特許登録時に自国公用語への特許明細書の全文翻訳が免除される（ロンドン協定1条（1））。

例えば、フランス（自国公用語：フランス語）やドイツ（自国公用語：ドイツ語）では、欧州特許が英語で登録されると、フランス語やドイツ語による明細書全文の翻訳が不要になる。なお、クレームについては、特許登録時に従来どおり、フランス語、ドイツ語に翻訳する必要がある。

カテゴリー（2）：自国公用語が、EPO公用語以外の国

2009年12月1日時点で、EPO公用語以外の言語を自国の公用語とするEPC加盟国であるロンドン協定の適用国は、アイスランド、オランダ、クロアチア、スロベニア、スウェーデン、デンマーク、ラトビア、リトアニアの8カ国である。

カテゴリー（2）の国の場合、ロンドン協定を適用するための言語としてEPO公用語の中から1つを選択する。

そして、欧州特許が、以下(a)(b)の場合には、カテゴリー(2)の国の場合も、クレーム以外(明細書全文)は自国公用語への翻訳が免除される。なお、クレームについては、自国公用語に翻訳する必要がある(ロンドン協定1条(2)(3))。

(a) 各国が選択するEPO公用語で特許登録された場合

カテゴリー(2)の8カ国の内、アイスランド、オランダ、クロアチア、スウェーデン、デンマークの5カ国は、ロンドン協定の適用のために、EPO公用語として英語を選択している。

このため、これらの国においては、英語で欧州特許が登録された場合、クレーム以外の明細書全文については、自国公用語への翻訳が免除

される(クレームについては、自国公用語への翻訳が必要である)。

(b) 各国が選択するEPO公用語で明細書全文が翻訳された場合(但し、自国公用語への翻訳が選択できる国もある)。

アイスランド、オランダ、スウェーデン、デンマークの4カ国では、欧州特許が英語以外で登録された場合、明細書全文を英語に翻訳することに代えて、それぞれ自国の公用語で翻訳した明細書全文を提出してもよいことになっている。

カテゴリー別に必要な翻訳文については、文末の別表をご覧ください。

表1 EPC加盟国におけるロンドン協定の適用国及び翻訳の要否

(英語でEPC出願した場合)

2009年12月1日現在の批准国

LA 適用国	EPC 加盟国		自国公用語	選択した EPO 公用語	クレームの 翻訳要否	明細書全文 の翻訳要否
◎	イギリス	GB	英語	—	不要	不要
◎	スイス	CH	ドイツ語, フランス語	—	必要	不要
◎	ドイツ	DE	ドイツ語	—	必要	不要
◎	フランス	FR	フランス語	—	必要	不要
◎	モナコ	MC	フランス語	—	必要	不要
◎	リヒテンシュタイン	LI	ドイツ語	—	必要	不要
◎	ルクセンブルグ	LU	ルクセンブルグ語, ドイツ語, フランス語	—	必要	不要
○	アイスランド	IS	アイスランド語	英語	必要	不要
○	オランダ	NL	オランダ語	英語	必要	不要
○	クロアチア	HR	クロアチア語	英語	必要	不要
○	スロベニア	SI	スロベニア語	英語, ドイツ語, フランス語 ²⁾	必要	不要
○	スウェーデン	SE	スウェーデン語	英語	必要	不要
○	デンマーク	DK	デンマーク語	英語	必要	不要
○	ラトビア	LV	ラトビア語	英語, ドイツ語, フランス語 ²⁾	必要	不要
○	リトアニア	LT	リトアニア語	英語, ドイツ語, フランス語 ^{2), 3)}	必要	不要
	アイルランド	IE	英語, ケルト語	—	不要	不要
	イタリア	IT	イタリア語	—	必要	必要
	エストニア	EE	エストニア語	—	必要	必要
	オーストリア	AT	ドイツ語	—	必要	必要

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

	キプロス	CY	ギリシャ語, トルコ語	—	必要	必要
	ギリシャ	GR	ギリシャ語	—	必要	必要
	サンマリノ	SM	イタリア語	—	必要	必要
	スペイン	ES	スペイン語	—	必要	必要
	スロバキア	SK	スロバキア語	—	必要	必要
	チェコ	CZ	チェコ語	—	必要	必要
	トルコ	TR	トルコ語	—	必要	必要
	ノルウェー	NO	ノルウェー語	—	必要	必要
	ハンガリー	HU	ハンガリー語	—	必要	必要
	フィンランド	FI	フィンランド語	—	必要	必要
	ブルガリア	BG	ブルガリア語	—	必要	必要
	ベルギー	BE	フランス語, オランダ語	—	必要	必要
	ポーランド	PL	ポーランド語	—	必要	必要
	ポルトガル	PT	ポルトガル語	—	必要	必要
	マケドニア	MK	マケドニア語	—	必要	必要
	マルタ	MT	マルタ語, 英語	—	不要	不要
	ルーマニア	RO	ルーマニア語	—	必要	必要
	アルバニア***	AL	アルバニア語	—	必要	必要
	セルビア***	RS	セルビア語, ハンガリー語	—	必要	必要
	ボスニア・ヘルツェゴビナ***	BA	ボスニア語, セルビア語, クロアチア語	—	必要	必要

※1 LA : London Agreement

※2 ◎ : EPO 公用語のいずれかを自国公用語とする国は, 明細書全文に対する自国公用語への翻訳提出を特許権者に要求できない。

※3 ○ : EPO 公用語以外の言語を自国公用語とする国は, ロンドン協定適用のため EPO 公用語のうち少なくとも一つの EPO 公用語を選択している。

※4 *** : 拡張国

2.2 適用国での注意事項

ロンドン協定が適用される各国において, 注

意すべき事項は, 表 2 をご覧いただきたい。翻訳文の提出にあたっては, 適用国毎の規定に留意する必要がある。

表 2 ロンドン協定適用国での注意事項

適用国	翻訳文の提出期限	翻訳文の訂正 (○ : 訂正可)	その他
アイスランド	欧州特許公報発行日から 4 カ月以内	○	・翻訳の訂正を行う場合, 欧州特許番号及び特許権者の名称・住所を記載すると共に訂正箇所を明示して翻訳文全文を提出する
オランダ	欧州特許公報発行日から 3 カ月以内	○	・翻訳文の各頁に欧州特許番号を記載する ・図面中に翻訳箇所が無くても, 翻訳文と共に図面を提出する
クロアチア	欧州特許公報発行日から 3 カ月以内	○(但し, 翻訳文の訂正の法的効果は国内公表日から生じる)	
スロベニア	欧州特許公報発行日から 3 カ月以内	○(但し, 翻訳文の訂正の法的効果は国内公表日から生じる)	

スウェーデン	欧州特許公報発行日から3カ月以内	○	・翻訳文に欧州特許番号及び特許権者の名称・住所を記載する ・図面中に翻訳個所が無くても、翻訳文と共に図面を提出する ・要約書と配列表の翻訳文は不要である
デンマーク	欧州特許公報発行日から3カ月以内	○	・翻訳文に欧州特許番号及び特許権者の名称・住所を記載する ・図面中に翻訳個所が無くても、翻訳文と共に図面を提出する
ラトビア	欧州特許公報発行日から3カ月以内	○	
リトアニア	欧州特許公報発行日から3カ月以内	○	・翻訳文の提出は、公開請求書及び翻訳文の電子情報を添付して行う
イギリス	N/A	N/A (但し、2008/5/1前に提出の翻訳文は訂正可)	
スイス	N/A	N/A	
ドイツ	N/A	N/A	
フランス	N/A	N/A	
モナコ	N/A	N/A	
リヒテンシュタイン	N/A	N/A	
ルクセンブルグ	N/A	N/A	

※1 N/A (Not Applicable) : EPO公用語の1つを自国公用語としており、翻訳文を提出する必要が無いいため、翻訳文の取り扱いについて、各国国内法の適用は無い。

3. 制度の効果

翻訳費用がどの程度削減できるかについて、欧州委員会は、表3に示す条件の下、ロンドン

協定の施行前後での翻訳費用を試算している⁴⁾(図1参照)。

ロンドン協定の施行前では、表4に示すように、クレーム及び明細書について、ドイツ語、

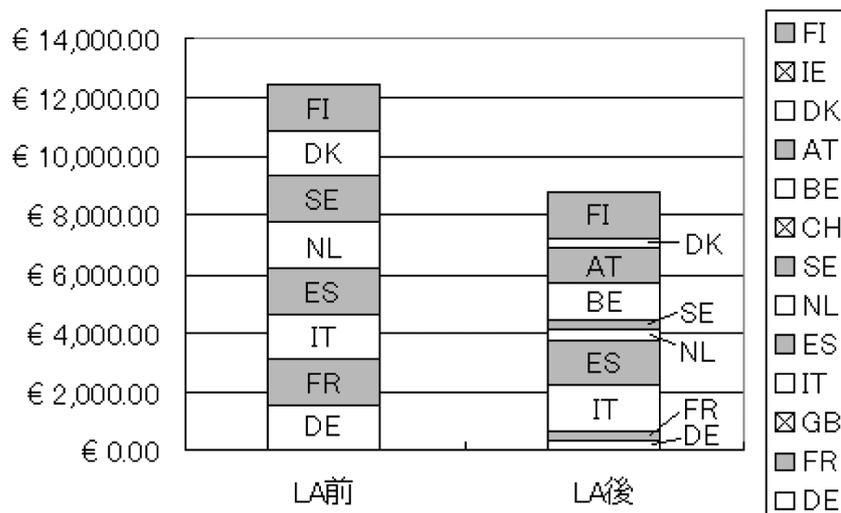


図1 欧州委員会試算

フランス語及びそれら2カ国語を除く6カ国の自国公用語 (IT, ES, NL, SE, DK, FI), つまり合計8カ国語の翻訳が必要になり, 全翻訳料は12,448ユーロになる (表5参照)。

ロンドン協定の施行後は, 特許査定時のフランス語及びドイツ語へのクレーム翻訳を考慮して, クレームについては, ドイツ語, フランス語及びそれら2カ国語を除く6カ国の自国公用語 (IT, ES, NL, SE, DK, FI), つまり合計8カ国語の翻訳 (クレーム) が必要になる。また, 明細書については, ドイツ語, フランス語及びそれら2カ国語を除く3カ国の自国公用語 (IT, ES, FI), つまり合計5カ国語の翻訳 (明細書) が必要になる。これらの翻訳の全翻訳料は8,800ユーロになり, 施行前と比較して約30%削減される (表5参照)。

なお, 図1に示すロンドン協定施行後 (LA後) の翻訳料の中には, オーストリア (AT) 用の翻訳料とベルギー (BE) 用の翻訳料が含まれている。これは, オーストリアの自国公用語がドイツ語であり, ベルギーの自国公用語がフランス語 (又はオランダ語) であるため, ロンドン協定施行前はドイツ (DE) 用の翻訳とフランス (FR) 用の翻訳を利用することができたが, ロンドン協定施行後はドイツとフランスにおいて, 明細書全文の翻訳が不要になり, オーストリア用のドイツ語の翻訳 (明細書全文) とベルギー用のフランス語の翻訳 (明細書全文) が必要になったことによるものである。

また, この試算は, 英語による出願を前提としており, 日本語から英語への翻訳費用は含まれていない。

表3 試算の条件

(1) 出願言語	英語	
(2) ページ数	16 頁 (明細書)	4 頁 (クレーム)
(3) 翻訳費用	76 ユーロ/ 頁 (明細書)	85 ユーロ/ 頁 (クレーム)
(4) 指定国	13 カ国 (ドイツ (DE), フランス (FR), イギリス (GB), イタリア (IT), スペイン (ES), オランダ (NL), スウェーデン (SE), スイス (CH), ベルギー (BE), オーストリア (AT), デンマーク (DK), アイルランド (IE), フィンランド (FI))	

表4 必要な翻訳文

		ドイツ語	フランス語	自国公用語	(英語)
LA 前	クレーム	DE (CH) (AT)	FR (BE)	IT ES NL SE DK FI	(GB) (IE)
	明細書	DE (CH) (AT)	FR (BE)	IT ES NL SE DK FI	(GB) (IE)
LA 後	クレーム	DE* (CH*) (AT)	FR* (BE)	IT ES NL* SE* DK* FI	(GB*) (IE)
	明細書	AT	BE	IT ES FI	(DE*) (FR*) (GB*) (NL*) (SE*) (CH*) (DK*) (IE)

※1 LA: London Agreement, ※2 *: ロンドン協定加入国

※3 (): ドイツ語, フランス語, 英語の翻訳文が活用 (兼用) できるため, 新規の翻訳文の準備不要

表5 全翻訳料

(1) LA 施行前	12,448ユーロ	= [クレーム] (4 頁 × 85 ユーロ) × 8 カ国 [DE, FR, IT, ES, NL, SE, DK, FI] + [明細書] (16 頁 × 76 ユーロ) × 8 カ国 [DE, FR, IT, ES, NL, SE, DK, FI]
(2) LA 施行後	8,800ユーロ	= [クレーム] (4 頁 × 85 ユーロ) × 8 カ国 [DE, FR, IT, ES, NL, SE, DK, FI] + [明細書] (16 頁 × 76 ユーロ) × 5 カ国 [AT, BE, IT, ES, FI]

4. 今後と課題

4.1 適用国についての今後の見通し

2009年12月1日現在、新たにロンドン協定が適用される予定の国はない。しかし、EPO公用語であるドイツ語又はフランス語を自国公用語（の一つ）としている国、例えば、オーストリアやベルギーについては適用を期待したいところである。

4.2 ロンドン協定に関する留意点

ロンドン協定に関しては、以下の点が留意点として挙げられる。

(1) ロンドン協定はEPOの全加盟国に対して適用されるものではなく、同協定の批准/加入国に対してのみ適用されるものである。

(2) 特許権者は、侵害訴訟等の紛争の時、侵害被疑者の求めに応じて、侵害が行われたとされる国の公用語への全文翻訳を提出しなければならない。また、裁判所の求めに応じて、関連する国の公用語への全文翻訳を提出しなければならない。この際の翻訳費用は特許権者の負担となる（ロンドン協定2条）。

(3) ロンドン協定によって、EPC出願が特許査定を受けた後、各指定国へ移行する際に必要だった各指定国の公用語への翻訳が（一部）免除される。しかしながら、特許査定時のクレーム翻訳、例えば英語でEPC出願した場合のドイツ語とフランス語へのクレーム翻訳については、特に免除される訳ではなく、ロンドン協定の発効前と同様の準備が必要である。

4.3 利用者にとっての課題

利用者にとって、ロンドン協定に残された課題としては、以下の点がある。

(1) まず、ロンドン協定の適用国の数が少ない点が挙げられる。つまり、ロンドン協定を

適用していない国の数が多く、これらの国に対しては依然として明細書全文の翻訳が必要であるため、ロンドン協定適用国とは異なる出願戦略（翻訳費用の有無に応じた出願戦略）が必要となる。

(2) また、ロンドン協定の適用国においては、明細書全文の翻訳文の提出が不要になったことから、第三者の特許に対する監視の負担が増加することがある。

例えば、ドイツ語やフランス語でEPOに出願された場合、イギリス等の英語圏の国が指定されていたとしても、（明細書全文の英語翻訳の提出が不要となり）英語翻訳された明細書全文が存在しないまま、第三者の発明の内容を把握しなければならないことが起こり得る。

5. おわりに

本稿は2009年度国際第2委員会第1小委員会のメンバーである、蒔苗逸人（小委員長、三菱電機）、榎並啓好（アイピックス）、片山佳久（富士通）、三ヶ尻勉（チッソ）、三木孝文（日本ゼオン）、安田吉宏（新日本製鐵）、山西了（アステラス製薬）、義富千恵子（住友電装）、児玉博宣（第一三共）、染谷淳人（日立製作所）、玉田寛昭（大塚製薬）が執筆した。

本稿が、会員各社の欧州における知財戦略立案の一助となれば幸いである。なお、ロンドン協定の詳細については、EPOのホームページをご覧ください。

注 記

- 1) <http://www.epo.org/patents/law/legal-texts/london-agreement.html>
- 2) <http://www.epo.org/patents/law/legal-texts/html/natlaw/en/iv/index.htm>
- 3) <http://www.epo.org/patents/updates/2009/20090527.html>
- 4) 「Enhancing the patent system in Europe」
http://ec.europa.eu/internal_market/indprop/patent/index_en.htm

別表 ロンドン協定発効前後における提出翻訳文の変更

	(0) 日本出願時	(1) EPO出願時	(2) EPO特許査定時	(3) 各指定国段階	注意点
<p>協定発効前</p> <p>協定適用国 (公用語は英独仏)</p>	<p>クレーム(日) ……………</p> <p>明細書(日) ……………</p>	<p>クレーム(英) ……………</p> <p>明細書(英) ……………</p>	<p>クレーム(仏)</p> <p>クレーム(独)</p> <p>クレーム(英) ……………</p> <p>明細書(英) ……………</p>	<p>(例) 指定国: オランダ</p> <p>クレーム(オランダ) ……………</p> <p>明細書(オランダ) ……………</p>	<p>※1:EPOを経て、オランダでの特許取得を希望すると、日本出願に対して、クレームは4か国語に翻訳、明細書は2か国語に翻訳が必要</p>
	<p>クレーム(日) ……………</p> <p>明細書(日) ……………</p>	<p>クレーム(英) ……………</p> <p>明細書(英) ……………</p>	<p>クレーム(仏)</p> <p>クレーム(独)</p> <p>クレーム(英) ……………</p> <p>明細書(英) ……………</p>	<p>(例) 指定国: ドイツ</p> <p>クレーム(独) ……………</p> <p>明細書(独) ……………</p>	<p>※2:EPOを経て、ドイツでの特許取得を希望すると、日本出願に対して、クレームは3か国語に翻訳、明細書は英語1か国語に翻訳が必要</p>
<p>協定発効後</p> <p>※指定する上は公用語を英語と仮定</p> <p>協定適用国 (公用語は英独仏以外)</p>	<p>クレーム(日) ……………</p> <p>明細書(日) ……………</p>	<p>クレーム(英) ……………</p> <p>明細書(英) ……………</p>	<p>クレーム(仏)</p> <p>クレーム(独)</p> <p>クレーム(英) ……………</p> <p>明細書(英) ……………</p>	<p>(例) 指定国: オランダ</p> <p>クレーム(オランダ) ……………</p> <p>明細書(オランダ) ……………</p>	<p>※3:EPOを経て、オランダでの特許取得を希望すると、日本出願に対して、クレームは4か国語に翻訳、明細書は英語1か国語に翻訳が必要</p>
	<p>クレーム(日) ……………</p> <p>明細書(日) ……………</p>	<p>クレーム(英) ……………</p> <p>明細書(英) ……………</p>	<p>クレーム(仏)</p> <p>クレーム(独)</p> <p>クレーム(英) ……………</p> <p>明細書(英) ……………</p>	<p>(例) 指定国: スペイン</p> <p>クレーム(スペイン) ……………</p> <p>明細書(スペイン) ……………</p>	<p>※1:EPOを経て、スペインでの特許取得を希望すると、日本出願に対して、クレームは4か国語に翻訳、明細書は2か国語に翻訳が必要</p>

協定適用国(公用語英独仏): イギリス、フランス、ドイツ、スイス、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、モナコ
 協定適用国(公用語英独仏以外): クロアチア、デンマーク、アイスランド、ラトビア、リトアニア、オランダ、スウェーデン、スロベニア
 協定未適用国: 上記以外の国

(原稿受領日 2009年10月15日)